

平成15年10月1日
(2003年)

和歌山市建設業協会 様
建設業者 各位

和歌山市建設部建設総務課長

競争入札への参加及び施工現場への技術者の適正な配置について（通知）

標記のことについては、平成15年1月6日付けで通知したところですが、和歌山市では競争入札の参加について、以下の表に掲げるとおり、当該施工現場へ技術者の適正な配置ができない者については、競争入札への参加を辞退していただくこととしているので通知します。

また、平成16年4月1日以降の指名競争入札については、和歌山市建設工事に係る指名競争入札参加者の指名基準第4条に基づき、当該工事の種別に応じ複数の技術職員を雇用せず、施工上の不測の事態に対応できない者は、指名を行わないのでその旨通知します。

なお、競争入札参加資格審査申請時に、競争入札に参加する業種について1名の技術者しか届出をせず、現実に複数の技術職員を雇用している場合は、市に対してすみやかに届出を行ってください。

1 主任技術者、監理技術者の設置（建設業法第26条）

以下の表のとおり、請負代金2,500万円以上（建築一式工事5,000万円以上）の工事を請け負う場合は、工事一件ごとに専任の主任技術者（又は専任の監理技術者）を常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないとされています。

請負業者の種類 請負金額等	一般建設業の許可業者が請け負った場合	特定建設業の許可業者が請け負った場合
請負代金2,500万円未満 (建築一式工事5,000万円未満)	主任技術者 (兼任も可)	主任技術者 (兼任も可)
請負代金2,500万円以上 (建築一式工事5,000万円以上) ↓ ↓ ↓ 設計金額6,000万円未満	専任の主任技術者 (兼任は不可)	専任の主任技術者（兼任は不可） ・3,000万円未満の下請施工 ・建築一式4,500万円未満の下請施工 又は 専任の監理技術者（国家資格者等） ・3,000万円以上の下請施工 ・建築一式4,500万円以上の下請施工
設計金額6,000万円以上	※ 本市では指名しない	専任の監理技術者（国家資格者等）

※ 平成4年5月27日付け和監第145号土木部長通知により、設計金額6,000万円以上の土木・建築工事については、特定建設業者から選定（指名）する。

2 工事現場への立ち入り調査及び不良・不適格業者の排除

本市が工事現場への立ち入り調査を実施したところ、技術者が専任すべき現場において元請業者の技術者が不在である事例が多く、その改善について通知又は警告を行っているところではある。

市では、現在、工事現場への立ち入り、受注者支援データベースの活用等により、各業者の技術者及び現場代理人への配置について重点的な調査を行い、その結果、**不良・不適格業者と認められる場合には、指名停止措置（1箇月以上6箇月以内）**を行うこととしているので、その適正な配置については十分留意してください。

3 専任技術者の配置までの期間

- (1) 新規採用技術者について、採用後3箇月間は当該業者の技術者として専任を要する
施工現場への配置は認めない。（平成12年5月26日及び平成15年1月6日通知）
- (2) 上記技術者（新規採用技術者）のうち監理技術者については、市に届出を行ってから3箇月間は施工現場への配置のほか、指名の対象となる技術者として認めない。（県内業者に限る。）（平成12年5月26日及び平成15年1月6日通知）